広報 水土里ネット大里（みどり） 大里用水

平成２６年４月発行
第　9　号

発行者　〒360-0045　熊谷市宮前町２丁目 44 番地
大里用水土地改良区
理事長　　柴田忠雄
TEL（０４８）５２１－０４３３
FAX（０４８）５２１－０４４１
Email:oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp
ＵＲＬ:http://oosatoyousui.jp

改良区の概要（平成２６年3月３１日現在）

組合員数：　５，６１４人
地　　積：田 2,714ｈａ・畑 81ｈａ

国営附帯県営農地防災事業　五郎兵衛沼

〔お　も　な　内　容〕

- 理事長あいさつ
- 役員選挙の結果
- 総代選挙の結果
- 通常総代会議決内容
- 臨時総代会議決内容
- 平成 24 年度財務状況の公表
- 平成 25 年度事業の実施状況
- 平成 26 年度歳入歳出予算
- 平成 26 年度事業の概要
- 平成 26 年度賦課金等
- お知らせ

理　事　長　あいさつ

柴 田 忠 雄

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、平成１７年１２月に大里用水土地改良区が発足してから８年の月日が経ち、今年は役員及び総代の改選期を迎えました。１月に総代選挙、２月に役員選挙を行い、新体制で新たなスタート切ったばかりでございます。また、去る２月２０日開催の理事会において、不肖私が大里用水土地改良区理事長に再任されました。この重責をしっかりと受け止め、微力ではございますが、皆様のご指導をいただきながら、与えられた使命を着実に実行していく所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

当改良区の発足から３期目という節目を迎え、今回大きな組織改革を行いました。１点目は、役員及び総代定数の削減でございます。全国的にも市町村合併を起因とした議員定数の削減の動きは、広がりを見せているところですが、土地改良区につきましても例外ではなく、合併に伴い役員や総代の定数を減らしている状況でございます。当改良区も合併前に３５７名いました総代が６５名に、８６名いました理事が１７名に、１８名いました監事が３名となり、大幅に削減しましたが、今回さらに削減を行い、理事７名、監事３名、総代６０名となりました。特に理事につきましては、今回大幅な定数の削減となりましたが、理事は各地区の代表ではなく、土地改良区全体の事を考え職務を執行していかなければなりません。今回選出された理事の方々は、当改良区の発展のために優れた手腕を発揮できる人達でございますので、少数精鋭の組織作りができたと自負しております。また、末端への連絡体制を確立するために以前から設けています連絡員につきましても、今回２１６名での体制を構築いたしましたので、今までと同様に問題なく事業を執行していけると確信しておりますし、当改良区の更なる合理化のため、効率的に組織の運営を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

２点目は、役員の定年制でございます。定年制の内容につきましては、各地区の代表にお集まりいただき、多くの議論を交わした結果、平成３０年度から８０歳定年とすることに決まりました。土地改良区で定年制を設けているのは、全国的にも例が無く、当改良区が全国に先駆けて行った改革でございます。高齢者の中にもとても優秀な方がたくさんいますし、当改良区でもそういった方々の豊富な知識と経験で今まで改良区を支え続けていただきました。しかし、全国的に農業者の高齢化が問題視されている中で、当改良区でも今後の土地改良区の運営を左右する重大な問題となっていることは、非常に残念な事ですが、事実でございます。こうした問題に少しでも歯止めをきかせることができればと思い、土地改良区の執行部であります役員自らが見本となることを決意したしだいでございます。今後、役員の定年制を皮切りに組織の活性化につきましても非常に期待できると考えております。

もう一つの大きな改革は、合併時より長年の懸案でありました賦課金の統一でございます。当改良区の賦課金につきましては、これまで合併前の旧土地改良区ごとに決められた単価により賦課金額を算出してまいりました。その結果、同条件で水稲を栽培していても地区ごとに賦課金額が違うという問題が生じておりました。この問題については、合併時よりたくさんの議論を重ねており、当改良区の内部監査におきましても監事よりご指摘を受けておりました。そういった数々の協議を行った結果、平成２６年度より賦課金の単価を１０アールあたり２，７００円に統一することが決まりましたので、この場をお借りして組合員の皆様にご報告させていただきます。

終わりに現在の当改良区の運営につきましては、依然として厳しい状況でございますが、国・県などの関係機関に、今後の農業に対する予算拡充に向け積極的に働きかけながら役職員一丸となって土地改良区の発展のために努力をしていく所存でございますので、これからも皆様方の更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

役員選挙の結果について

任期満了に伴い、平成 26 年 2 月 7 日開催の第 8 回通常総代会において、執行された選挙の結果、無投票で次の方々が当選されました。

任期は平成 26 年 2 月 20 日から平成 30 年 2 月 19 日までの 4 年間です。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

監事の職務は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査します。

なお、平成 26 年 2 月 20 日開催の理事会において、正副理事長、会計・工務各担当理事が選任され、監事会において、総括監事が選任されました。

役　員　名　簿

(定数 7 人)

職名	氏名	被選挙区	備考
理事長	柴田忠雄	第 5 被選挙区(御正堰)	
副理事長	福島延雄	第 1 被選挙区(奈良堰)	会計担当
工務担当理事	信澤精一	第 7 被選挙区(荒川左岸)	
理事	吉田重夫	第 2 被選挙区(玉井堰)	
理事	松本丈	第 3 被選挙区(大麻生堰)	
理事	北榮治	第 4 被選挙区(成田堰)	
理事	大嶋隆幸	第 6 被選挙区(吉見堰)	

(定数 3 人)

職名	氏名	被選挙区	備考
総括監事	田中登	第 2 被選挙区(玉井堰)	
監事	塩原武夫	第 1 被選挙区(奈良堰)	
監事	加賀﨑千秋	第 7 被選挙区(荒川左岸)	

総代選挙の結果について

任期満了に伴い、平成 26 年 1 月 15 日執行された選挙の結果、無投票で次の方々が当選されました。任期は平成 26 年 1 月 25 日から平成 30 年 1 月 24 日までの 4 年間です

総代の職務は、組合員の皆さんの代表として総代会を組織し、予算の議決、予算の承認、定款の変更、規約の改正、役員の選任、土地改良事業計画の設定、変更及び廃止等の重要事項を議決します。

総　代　名　簿

（定数 60 人）

第1選挙区 定数 25 人	氏名		第2選挙区 定数 17 人	氏名		第3選挙区 定数 18 人	氏名	
(奈良堰) 13 人	福田八右衛門	新	(大麻生堰) 5 人	松本　史	新	(御正堰) 8 人	福田和好	新
	森田清正	再		富田彰男	新		島田　功	新
	三浦　実	新		吉田石夫	新		大島正則	再
	杉田清一	再		髙橋榮次	再		小島一男	再
	小林七郎	新		関田　弘	新		関口正和	新
	小沼浩之	新	(成田堰) 2 人	棚澤健次	新		舟橋盛信	新
	岡本　剛	再		夏目信治	再		水野　明	新
	横山政一	新	(荒川左岸) 10 人	新井清澄	再		森川悦夫	新
	重田健次	新		棚澤長一	新	(吉見堰) 10 人	内田宗孝	再
	柿沼勝彦	再		岡部文仲	再		須永一男	新
	小久保徳一	再		黒澤初男	再		小林正義	新
	中嶋長一	再		梁瀬重雄	再		堀　芳明	再
	清水晴男	再		島田　勲	再		堀　重明	新
(玉井堰) 12 人	中田安雄	再		清水文雄	新		島崎秋幸	新
	浅見孝良	新		矢島宏信	再		大久保　博	再
	鯨井松雄	再		寺山將之	再		吉野　弘	再
	小宮元一	再		吉田治朗	新		山崎一男	再
	新島高雄	新					宮崎孝治	新
	田中正己	新						
	鯨井貞夫	新						
	槇本國男	再						
	曽根悦夫	再						
	金井靖男	新						
	稲村匡久	再						
	大崎　進	新						

通常総代会開催

第８回通常総代会が、平成 26 年 2 月 7 日熊谷市江南総合文化会館（ピピア）において開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長大図早孝氏を迎え、議長には髙橋榮次氏を選出して 11 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 11 議案は次のとおりです。

通常総代会提出議案

第 1 号　定款の一部変更について
第 2 号　定款附属書役員選挙規程の一部改正について
第 3 号　規約の一部改正について
第 4 号　諸規程の一部改正及び廃止について
第 5 号　平成２５年度土地改良事業の実施について
第 6 号　平成２５年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
第 7 号　平成２６年度経費の賦課及び徴収方法等について
第 8 号　平成２６年度事業計画について
第 9 号　平成２６年度一般会計及び特別会計収支予算について
第 10 号　平成２６年度歳計現金・積立金の預入先について
第 11 号　役員選挙について

通常総代会の様子

臨 時 総 代 会 開 催

第１回臨時総代会が、平成 25 年 9 月 26 日熊谷市江南総合文化会館（ピピア）において開催されました。議長には槇本國男氏を選出して 3 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 3 議案は次のとおりです。

臨　時　総　代　会　提　出　議　案

第 1 号　定款の一部変更について
第 2 号　定款附属書役員選挙規程の一部改正について
第 3 号　平成２４年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について

臨 時 総 代 会 の 様 子

平成２４年度財務状況の公表

●　平成２４年度歳入歳出決算

一　般　会　計　　単位（円）

歳入		歳出	
科　目	決　算　額	科　目	決　算　額
1 組　合　費	76,919,723	1 事　務　費	64,199,830
2 使　用　料	59,445,850	2 維持管理費	40,504,342
3 補　助　金	25,806,000	3 事　業　費	83,160,030
4 負　担　金	3,088,160	4 選　挙　費	68,500
5 交　付　金	16,920,407	5 負　担　金	1,537,318
6 雑　収　入	4,014,250	6 補　助　金	9,158,302
7 繰　入　金	16,454,020	7 過年度支出	151,740
8 受　託　費	37,100	8 諸支出金	1,741,788
9 繰　越　金	56,228,693	9 償　還　金	4,756,407
		10 繰　出　金	3,480,000
		11 予　備　費	0
合　計	258,914,203	合　計	208,758,257

歳入歳出差引残金　50,155,946 円　翌年度へ繰越

特　別　会　計　　単位（円）

項　目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	517,108,446	3,909,844	513,198,602
財政調整積立金	529,262,206	12,544,176	516,718,030
役員総代退任功労金積立金	4,391,525	376,664	4,014,861
職員退職手当積立金	33,067,698	0	33,067,698
合　計	1,083,829,875	16,830,684	1,066,999,191

●　財　産　の　状　況

単位（円）

資　産	1,268,054,580	流動資産等
負　債	1,074,396,562	農地転用決済金積立金等

●　賦課金の納入状況

単位（円）

科　目	予　算　額	調　定　額	納　入　額	未　納　額
経常賦課金	77,658,000	77,149,044	76,919,723	229,321

平成２５年度事業の実施状況

①　県費単独土地改良事業

単位（円）

地区名	工種	事業内容	事業費
上奈良	用水路	U型水路　H４５０×B４５０　L=３７４．２m	８，６００，０００
高本	用水路	U型水路　H９００×B８００　L=７７m	４，４００，０００
左岸幹線導水路	揚水機場	水中モーターポンプ交換 φ２００×１８．５kw　1台（上奈良） φ１５０×１５．０kw　1台（柿沼）	６，９００，０００

※　県と市から補助金をうけて事業が行われます。

②　土地改良区単独事業

単位（円）

地区名	工種	事業内容	事業費
手島	用水路	U型水路　H６００×B７００（有物使用） L=１４２m	１，９５３，０００
吉所敷	揚水機場	さく井工1式・水中モーターポンプ交換 φ１５０×１５kw　1台	６，９９３，０００
玉井	用水路	U型水路　H４００×B４００・H３００×B３００ L=２５４．４m	５，２５６，３００
久保島北	用水路	U型水路　H７００×B８００ L=２３７．７m	９，６１３，８００
久保島南	用水路	U型水路　H７００×B７００ L=２１１．７m	９，２１４，８００
戸出	排水路	A型柵渠敷打　H９００×B６００ L=３７０．１m・他一部水路改修	３，０８２，８００
鎌塚	用水路	U型水路　H３００×B３００ L=１０９．８m・A型柵渠敷打	３，５６５，８００

③　土地改良施設維持管理適正化事業

単位（円）

施設名	地区名	工種	事業内容	事業費
宮島揚水機場	三ケ尻	揚水機場	地絡継電装置付柱上高圧交流負荷開閉器設置　1基	２，５７２，５００
下奈良揚水機場	下奈良	揚水機場	水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ整備補修　φ１５０×１５Kw　1台 制御盤及び小屋整備補修　1式	２，８１４，０００
中学校前地下水機場	今井	揚水機場	水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ　φ２００×２２kw　1台	３，７１７，０００

※　国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成２５年度県費単独土地改良事業

高本地区　　改修前

改修後

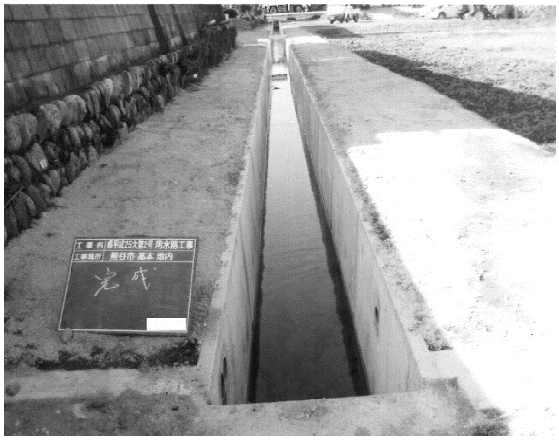

平成２５年度土地改良区単独事業

玉井地区　　改修前

改修後

平成２５年度土地改良施設維持管理適正化事業

三ヶ尻地区　　改修前

改修後

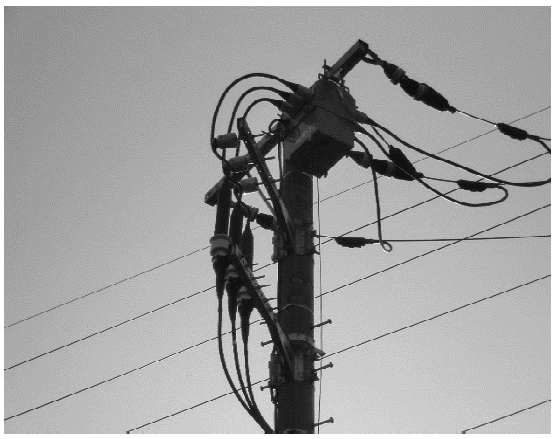

平成２６年度歳入歳出予算

一　般　会　計　　単位（円）

歳入		歳出	
科　目	予　算　額	科　目	予　算　額
1 組　合　費	78,159,000	1 事　務　費	67,761,000
2 使　用　料	57,144,000	2 維持管理費	44,000,000
3 補　助　金	7,811,000	3 事　業　費	46,853,000
4 負　担　金	6,967,000	4 選　挙　費	1,000
5 交　付　金	12,788,000	5 負　担　金	5,248,000
6 雑　収　入	1,910,000	6 補　助　金	14,400,000
7 繰　入　金	17,762,000	7 過年度支出	1,300,000
8 繰　越　金	40,515,000	8 諸支出金	3,311,000
		9 償　還　金	3,156,000
		10 繰　出　金	3,915,000
		11 予　備　費	33,111,000
合　計	223,056,000	合　計	223,056,000

特　別　会　計　　単位（円）

項　目	予　算　額
農地転用決済金積立金	508,667,000
財政調整積立金	497,743,000
役員総代退任功労金積立金	3,919,000
職員退職手当積立金	38,569,000
合　計	1,048,898,000

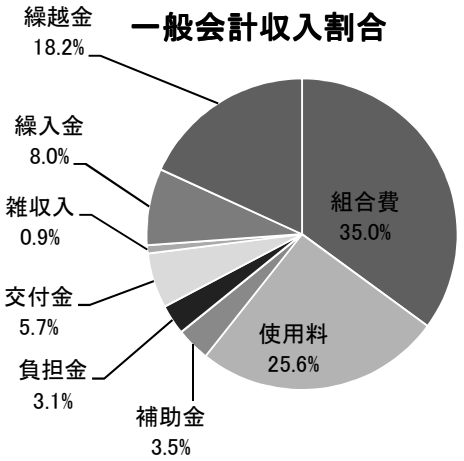

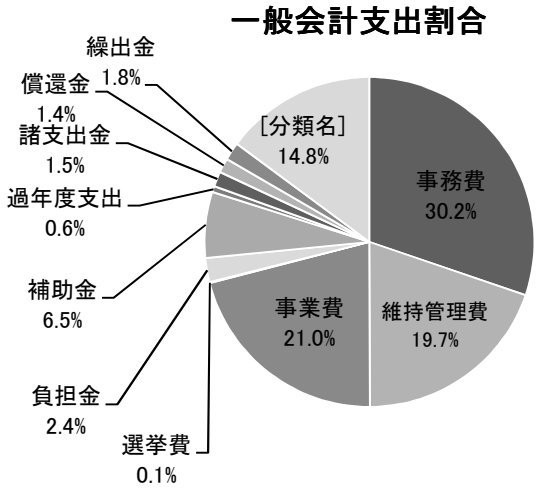

平成２６年度事業の概要

平成 26 年度は、次の事業を実施する予定です。

①　県費単独土地改良事業

地区名	工種	事業内容	備考
大麻生	用水路	U型水路　H３５０×B３５０　L=２７０m	
吉所敷	パイプライン	硬質塩化ビニール管　VPφ１５０～２００ L=２３６m	

※　県と市から補助金をうけて事業が行われます。

②　土地改良区単独事業

地区名	工種	事業内容	備考
東別府	用水路	U型水路　H５００×B５００　L=１０５m	
代	用水路	U型水路　H４００×B４００　L=９５m	
小島	用水路	U型水路　H３００×B３００・H４００×B４００ L=２０４m（3工区）	
平塚新田	用水路	U型水路　H４００×B４００・H６００×B６００ L=１３４m	
村岡	用水路	U型水路　H６００×B７００（有物使用） L=９０m	

③　土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	地区名	工種	事業内容	備考
北部揚水機場	新堀新田	揚水機場	地絡継電装置付柱上高圧交流負荷開閉器設置　1基	第３４期生 平成２２年度加入
前耕地地下水機場	上中条	揚水機場	水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ整備補修　φ２００×３０ｋｗ　1台 揚水管及び逆止弁整備補修　1式	第３４期生 平成２２年度加入
大宮前揚水機場	持田	揚水機場	仕切弁整備補修　φ３５０×1台 制御盤整備補修　1式	第３５期生 平成２３年度加入

※　国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成２６年度賦課金等

1　賦課金

地区名			10アール当たり単価（円）	備考
第1区	奈良堰	全区域	2,700	① 賦課金は本年度４月１日を基準に賦課されます。 ② 徴収期限９月１日 ※徴収期限を過ぎますと、**年利 14.6%の延滞金が加算**されます。 ③ 徴収方法 当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。
		畑地灌漑	1,000	
	玉井堰	全区域	2,700	
第2区	大麻生堰	全区域	2,700	
	成田堰	全区域	2,700	
	荒川左岸	用排水区域	3,590	
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040	
		用水区域	2,700	
		畑排水区域	2,930	
		畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第3区	御正堰	全区域	2,700	
	吉見堰	全区域	2,700	

2　農地転用決済金

農地転用の理由	単価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合	１㎡につき 125 円

3　用水路等管理施設使用料（抜粋）

種別			単位	使用料（税込）	備考
汚水等の放流	家庭雑排水		1世帯・一時金	64,800 円	・合併処理浄化槽の場合は家庭雑排水使用料免除 ・原則として、合併処理浄化槽のみ承認
	し尿浄化槽	合併	1人槽・一時金	10,800 円	
		単独		21,600 円	
工作物設置	橋梁		１㎡・一時金	10,800 円	
諸管埋設	外径 10 ㎝以下		１m・一時金	6,480 円	

4　事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料１件につき２，１６０円（税込）

お　知　ら　せ

土地改良区功労者に表彰状を贈呈

平成２６年２月７日開催の通常総代会において、土地改良区功労者に対し表彰状の贈呈式を行いました。土地改良区功労者表彰は、当土地改良区の役員総代表彰規程に基づき、長年にわたり改良区の運営などに尽力された方に贈られるもので、今回５名の方が受賞されました。

なお、今回受賞されたのは次の方々です。

土地改良区功労者表彰受賞者（順不同・敬称略）

役　職	氏　名
理　事	明　野　信　郎
総括監事	福　田　義　達
総　代	黒　澤　英　一
総　代	小　林　義　明
総　代	宮　﨑　和　一

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1)　取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・鴻巣市農業協同組合

(2)　申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（**届出印**）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用水土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用水土地改良区事務所にあります。

(3)　その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご　注　意　下　さ　い　！

◆口座振替をご利用の方は、**納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい**。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため**領収書の発行はしておりません**。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願します。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆**用水路使用料については口座振替を行っておりません**。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方とが連名で届出るよう定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されます**ので、注意して下さい。

農 地 を 転 用 す る と き

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立てています。

水路の草刈り状況

作業前

作業後

用水路使用料はこのようなことに使っています！

水路の改修状況

改修前

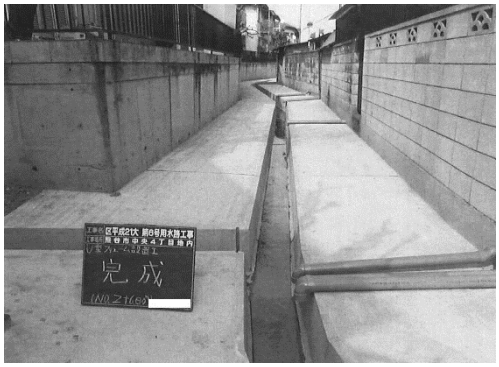

改修後

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用水土地改良区までご連絡下さい。

TEL：048-521-0433　　ホームページURL：http://oosatoyousui.jp

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。

除塵機のゴミの状況

農業用水の取水量が変わりました

地区内の営農形態が変化し、水稲の作付け時期が早期化していることから、水利権の更新の際に取水時期の前倒しについて関係機関と協議したところ、平成２５年４月３０日付けで下記のとおり取水量が変更となりましたので、よろしくお願いします。

なお、組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

◎　取　水　量　表

期間 / 区分	５月１１日から ６月１５日まで	６月１６日から ６月２５日まで	６月２６日から ９月２５日まで	９月２６日から ５月１０日まで
最大取水量	４．５９１㎥/ｓ	１６．８７５㎥/ｓ	１３．２９７㎥/ｓ	１．５５２㎥/ｓ
年間総取水量	１２９，３５７千㎥			

※　最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。
　　年間総取水量は、六堰頭首工より１年間に取水できる総量です。
　　取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

◆　代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年６月１６日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

土地改良区組織

総　　代　　会
総代定数:60名

監　事　会
監事定数:3名

総括監事

監事

理　　事　　会
理事定数：7名

理事長
副理事長兼会計担当理事
工務担当理事
理事

委　　員　　会

水利調整委員会
工事請負等指名業者選定委員会
維持管理委員会
・奈良堰維持管理委員会
・玉井堰維持管理委員会
・大麻生堰維持管理委員会
・成田堰維持管理委員会
・御正堰維持管理委員会
・吉見堰維持管理委員会
・荒川左岸維持管理委員会

事務局

所　　長

松 本 正 男

総　務　課

副 課 長　岡 田 由 美
庶務担当　石原 美代子（会計担当）
主　　任　山 田　　愛
事 務 員　茂 木 悠 輔

工　務　課

課　　長　飯 島 昌 弘
副 課 長　福 島　　稔
主　　任　牛 山 浩 樹

※退　職　　横 森 治 子（総務課庶務担当）平成26年3月31日付

※(　)前職名

平成26年度　国営附帯県営農地防災事業「大里地区」の概要

埼玉県大里農林振興センター

１　事業費関係

（１）総事業費　　８，９９０，３０６千円

（２）工期　　平成７年度～平成２６年度

（３）平成２５年度　　５００，０００千円

（４）平成２５年度まで　　８，４８８，２５６千円（９４．４％）

（５）平成２６年度予定　　３００，０００千円（平成２５年度追加分含む）

（６）平成２６年度まで　　８，７８８，２５６千円（９７．８％）

（７）負担割合　　国５５％　県３５％　市１０％

２　平成２５年度事業内容

（１）工事

・左岸幹線用水路工事　　（内面補修ほか　Ｌ＝８９５ｍ）

・玉井用水路工事　　（大型フリュームほか　Ｌ＝６０５ｍ）

・日向島用水路工事　　（五郎兵衛沼護岸工事ほか　一式）

・今井用水路工事　　（サイホン工ほか　一式）

・増田堀用水路工事　　（内面補修ほか　Ｌ＝８９７ｍ）

・吉見幹線用水路工事　　（スライドゲートほか　一式）

（２）測量・設計・用地買収補償費　一式

３　平成２６年度工事予定

・左岸幹線用水路工事　　（内面補修　Ｌ＝３５０ｍ）

・箱田支線用水路工事　　（内面補修　Ｌ＝４１１ｍ）

・成田用水路工事　　（内面補修　Ｌ＝１３７ｍ）

・その他　　（杣殿用水路工事　一式、村岡用水路ゲート工事　一式）

水土里ネット大里
大里用水土地改良区